

食品安全委員会（第744回会合）議事概要

日 時:令和元年6月4日(火) 14:00~14:31
場 所:食品安全委員会大会議室
出席者:佐藤委員長ほか 6名出席
傍聴者:報道 0名、行政機関 0名、一般 2名

議事概要

(1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

- ・ 農薬「イミノクタジン」に係る食品健康影響評価について
- ・ 農薬「カルタップ、チオシクラム及びベンスルタップ」に係る食品健康影響評価について
- ・ 農薬「フロルピラウキシフェンベンジル」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「イミノクタジンの一日摂取許容量（ADI）を0.0023 mg/kg 体重/日、急性参照用量（ARfD）を0.053 mg/kg 体重と設定する。」

「カルタップ塩酸塩、チオシクラムシュウ酸水素塩及びベンスルタップグループの一日摂取許容量（ADI）を0.016 mg/kg 体重/日（カルタップ塩酸塩換算）、急性参照用量（ARfD）を0.1 mg/kg 体重（カルタップ塩酸塩換算）と設定する。」

「フロルピラウキシフェンベンジルの一日摂取許容量（ADI）を8 mg/kg 体重/日、急性参照用量（ARfD）は設定する必要がないと判断した。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省、農林水産省）に通知することとなった。

- ・ 動物用医薬品「アモキシシリン水和物を有効成分とする牛及び豚の注射剤（アモスタックLA注）」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「本製剤が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できる程度と考えられる。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（農林水産省）に通知することとなった。

- ・ 薬剤耐性菌「チルジピロシンを有効成分とする豚の注射剤（ズプレボ40注射液）」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「評価対象マクロライドが牛、豚及び鶏に使用された結果として、ハザードが選択され、これらの家畜由来の畜産食品を介してヒトがハザードに暴露され、ヒト用抗菌性物質による治療効果が減弱又は喪失する可能性は否定できないが、リスクの程度は低度であると考えた。また、蜜蜂及び馬については、特定すべきハザードがないことから、リスクの程度は無視できる程度と考えた。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（農林水産省）に通知することとなった。

（２）その他

→事務局から報告。

遺伝子組換え食品等専門調査会において取りまとめられた、ゲノム編集技術を利用して得られた食品等についての食品健康影響評価の際の留意事項について報告が行われた。